

# 生ごみ処理機購入費助成金について

家庭から排出される生ごみの減量を図る目的のため、由布市では生ごみ処理機を購入する際にその費用の一部を助成する制度を導入しました。

## ○対象者

由布市内に居住しており、過去に助成金の交付を受けた方が同一世帯にいない方。

※電気式を買った方が非電気式を買う分は助成金交付対象とします。

※電気式を買った方が再度電気式を買う等同じ分類の物を買う分は助成金対象外になります。

## ○助成の対象機器

乾燥、発酵、分解等の方法により生ごみを減量または堆肥化させる機器が対象です。

ただし、下記の条件に該当するものは対象外となります。

- (1) 中古品及び転売品
- (2) 業務用として使用する機器
- (3) ディスポーザー方式の機器

## ○購入先

市内外問わず家電量販店等の店舗、またはオンラインショップやECサイト等

## ○助成額

本体購入価格（消費税含む）の3分の2（100円未満の端数は切り捨て）です。

上限額は、電気式は30,000円、非電気式は3,000円です。

（計算式の例）

本体購入価格24,200円  $\times 2/3 = 16,133\cdots$ 円

→助成金交付申請額は16,100円となります。

※メーカー保証とは別の長期保証料、ポイントによる支払及びポイント還元等による割引分、配送料等は助成対象外です。

## ○助成の対象時期

申請する年度内に購入したものに限りです。

※予算がなくなり次第受付終了となります。

## ○提出書類

①生ごみ処理機購入助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

添付書類：（1）領収書の写し（申請者の氏名、購入価格、購入店舗名、購入日が記載されているもの）

（2）保証書の写し（申請者の住所、氏名、電話番号、購入日、購入店舗名及び店舗の住所が記載されたもの）

②生ごみ処理機購入助成金交付請求書（様式第3号）

③自宅に設置したことがわかる写真（非電気式生ごみ処理機購入分で保証書が発行されない場合のみ。）

## ○提出先

環境課（本庁舎）、挾間地域振興課（挾間庁舎）及び湯布院地域振興課（湯布院庁舎）